

令和7年度 宮城県ものづくり産業振興起業家等育成支援事業費補助金 (ベンチャー企業支援型)

研究開発型のベンチャー企業に対して、 最大3年間の賃料補助による支援を行います!!

補助金の概要

宮城県では県内で起業又は新規事業展開等を図ろうとする創業から10年未満のベンチャー企業に対して、オフィス、ラボ等に係る賃料の一部を補助します。

応募要件

製造業者であり、自社において研究開発・技術開発・商品開発等を行う創業・第二創業後10年以内の中小企業者又は入居後3年以内に事業化に係る法人を設立する計画のある個人で、県内でオフィス等を構えている方 など。

※「住居と兼用で利用している施設」、「T-Biz」等 対象とならない施設もございます。

詳しい応募要件は、補助金交付要綱、補助事業の手引きを御確認下さい。

対象経費

●県内の賃料施設入居に係る賃料

※消費税及び地方消費税、共益費、敷金、礼金等は補助対象経費に含みません。

補助率・限度額

●補助率:1/2 ●限度額:5万円/月

補助期間

●最長3年間

※賃貸借契約の期間が県の会計年度を跨ぐ場合、年度毎に申請手続きが必要となります。

申請について

- 宮城県新産業振興課ホームページ(下記アドレス参照)内の「補助金交付要綱」及び「補助事業の手引き」をご確認の上、交付申請書(様式第1号)を下記までご提出ください。
- 交付申請書を提出される際は、内容の確認等をしますので、下記まで事前にご連絡ください。
- 申請は、令和8年2月15日まで随時受け付けます。ただし、予算に達し次第、募集終了となります。また、申請後に審査を行い、適正である場合に補助金を交付します。